

工 事 請 負 契 約 書

工 事 名 大阪沖埋立処分場 仮防波堤電気防食工事
場 所 大阪市此花区北港緑地地先(大阪沖埋立処分場)
工 期 令和 年 月 日 から 令和7年3月25日 まで
請負代金額 ・ 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
契約保証金 ・ 契約金額の10/100以上(納付に代えて、履行保証保険証書の提出)
適用除外事項 ・ 第35条

上記の工事について、発注者 大阪湾広域臨海環境整備センター と請負者とは、次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所)大阪市北区中之島二丁目2番2号
(氏名)大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平 印

請負者 (住所)
(氏名) 印

(総 則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。「以下これらの図面及び仕様書を設計図書」という。)に従い、これを履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙がその責任において定めることができる。
 - 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 11 乙が共同企業体を結成している場合においては、は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(工事用地等の確保)

- 第2条 甲は、工事用地その他設計図書において甲が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第三項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(関連工事の調整)

- 第3条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表)

- 第4条 乙は、この契約締結後遅滞なく設計図書に基づいて、工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の工事工程表の提出を受けたときは、遅滞なくこれを審査し、不相当と認めるときは、乙と協議するものとする。
 - 3 工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約保証)

- 第5条 乙は、この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証書を甲に寄託しなければならない。ただし、甲が認めた場合は、契約保証金の納付でこれに代えることができる。
- 2 前項の保険契約における保険金額は、請負代金の10/100以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により乙が付す保証は、第48条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10/100に達するまで、甲は、保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物及び第35条第2項の規定による部分払のための確認を受けた工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第7条 乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(受任者又は下請負人の通知)

第8条 乙は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる工事の内容その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項の規定により通知した事項を変更しようとするときは、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
(下請負人の社会保険等加入義務)

第9条 乙は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 乙は、下請負人について前項各号に掲げる届出を確認するとともに、建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳を、下請契約締結後遅滞なく甲に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲が乙に対して第1項各号の事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)の提出を求める通知をした日(以下「通知日」という。)から30日(当該社会保険等未加入建設業者が、乙と直接下請契約を締結する下請負人以外の場合であって、甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認めるときは、通知日から60日)以内に、乙が甲に確認書類を提出した場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。ただし、前項の規定に違反した場合は、本項を適用しないことがある。

(特許権等の使用)

第10条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第11条 甲は、監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- ① 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- ② 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- ③ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- ④ 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 甲は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

5 甲が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第12条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

- ① 現場代理人
- ② 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。)又は監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。)□
ただし、工事が建設業法第26条第3項に該当する場合は専任の者とする。
なお、この場合の監理技術者は、建設業法第26条第5項の規定による。
- ③ 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定を使用し監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。
- ④ 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。

- 4 乙は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
(工事関係者に関する措置請求)
- 第13条 甲は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 2 甲又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 乙は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。
 - 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
 - 5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に書面をもって乙に通知しなければならない。
(工事材料の品質及び検査等)
- 第14条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
 - 3 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
 - 4 第2項の検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。
 - 5 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
 - 6 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。
(監督員の立会及び工事記録の整備等)
- 第15条 乙は、設計図書において監督員の立会のうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、設計図書において監督員の立会のうえ施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。
 - 3 乙は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会又は見本検査を受けるほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより当該記録を整備し、監督員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
 - 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督員が正当な理由がないのに乙の求めに応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し又は工事を施工することができる。この場合においては、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
 - 5 第一項、第三項又は前項後段の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。
(支給材料及び貸与品)
- 第16条 甲から乙へ支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会の上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であつたものに限る。)などがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
 - 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め若しくは現状に復し又は損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)
- 第17条 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、第19条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 2 甲又は監督員は、乙が第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。
(条件変更等)
- 第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
 - ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- ① 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する 甲が行う。
必要があるもの
 - ② 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的 甲が行う。
物の変更を伴うもの
 - ③ 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的 甲と乙とが協議して甲が行う。
物の変更を伴わないもの
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(工事の変更、中止等)
- 第19条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。
- 2 工期又は請負代金額の変更は、甲乙協議して定める。
- 3 甲は、第1項の場合において、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。
- 4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。
(乙の請求による工期の延長)
- 第20条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

第21条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

2 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更しなければならない。(著しい短い工期の禁止)

第22条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工期等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第23条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の15/1000を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲又は乙が協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。

ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しないときは、乙は、協議開始の日を定め甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第24条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第25条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第27条第1項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 工事の施工に伴い通常避けることのできない地盤沈下、地下水の断絶等により第三者に損害が生じたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第27条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)であつて、甲乙双方の責に帰すべきもの(以下「天災その他の不可抗力」という。)により、工事の出来形部分、工事仮設物現場搬入済の工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補されるものを除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を書面をもって乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して書面をもって請負代金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。

4 甲は、前項の規定により乙から請負代金額の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、現場搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第35条第2項の規定による検査又は立会その他乙の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。)のうち請負代金額の1/100を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。

- ① 工事の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
- ② 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
- ③ 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することになっている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による請負代金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「請負代金額の1/100を超える額」とあるのは「請負代金の1/100を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、甲がこれを負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第28条 甲は、第10条、第16条から第19条まで、第21条、第23条から第25条まで第27条又は第31条の規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第29条 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に乙の立会のうえ工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、乙は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

6 甲は、検査を行うに当たり必要があると認めるときは、乙の負担において、最小限度の破壊検査をすることができる。

7 甲は、工事施工の途中において、必要があると認めるときは、その都度乙に対して、あらかじめ検査の日時等を通知して、乙の立会の上必要な検査をすることができる。

8 第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(請負代金の支払)

第30条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第31条 甲は、第29条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の使用により、乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

(前払金)

第32条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、同条5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結したときは、その保証書を甲に寄託して、書面をもって前払金を請求することができる。この場合において、前払金の額は請負金額の4/10に相当する額以内の額とする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前払金を支払わなければならない。

3 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を増額した場合において、増加額が増加前の請負代金額の20/100以上であるときは、乙は、その増加後の請負代金額について前項の前払金を算出したのと同じ方法で算出した金額から受領済みの前払金額を差し引いた額を請求することができる。この場合において、増加した前払金の支払いの時期については、前項の規定を準用する。

4 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額の75/100以下となったときは、乙は、受領済の前払金額から減額した請負代金額について第2項の前払金を算出したのと同じ方法で算出した金額を差し引いた額を甲の請求に基づき、その請求のあった日から30日以内に返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定める。

5 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第33条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ工事内容の変更その他の理由により工期を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の保証書を甲に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第4項の規定により請負代金額を減額した場合又は、工事内容の変更その他の理由により工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、乙は、変更後の保証書を遅滞なく甲に寄託しなければならない。

(前払金の使用等)

第34条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払、運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第35条 乙は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては、設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は工期中1回を越えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、書面をもって当該請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品の確認を甲に求めなければならない。この場合において、甲は遅滞なくその確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

3 部分払の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leq \left(\frac{\text{第1項の請負代金相当額}}{\text{第1項の請負代金}} \times \frac{9}{10} \right) - \left(\text{前払金額} \times \frac{\text{第1項の請負代金相当額}}{\text{第1項の請負代金}} \right)$$

4 乙は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては甲は、当該請求のあった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額からすでに部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第36条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときについては、第29条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第4項及び第30条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前払金の支払いを受けている場合において、前項において準用する第30条第1項中の規定により乙が請求することのできる額は、指定部分に相応する請負代金相当額から指定部分に相応する前払金の額を控除した額とする。

(第三者による代理受領)

第37条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がされているときは、当該第三者に対して第30条(前条において準用する場合を含む。)又は第35条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する乙の工事中止)

第38条 乙は、甲が第32条、第35条又は第36条において準用される第28条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、公示の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を甲に通知しなければならない。

2 第19条第3項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第39条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- ① 履行の追完が不能であるとき。
- ② 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ③ 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

第40条 甲は、工事が完成するまでの間は、次条又は第42条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第41条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- ① 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- ② 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- ③ 第12条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- ④ 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
- ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第42条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- ① 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- ② この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- ③ 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- ④ 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ⑤ 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- ⑥ 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- ⑨ 第44条又は第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条 前2条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第44条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- ① 第19条の規定により工事内容を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき。
- ② 第19条の規定による工事の施工の中止期間が工期の1/2(工期の1/2が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 前2条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第47条 甲は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第32条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第35条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第41条、第42条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第40条、第44条又は第45条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条、第42条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第40条、第44条又は第45条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第48条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- ① 工期内に工事を完成することができないとき。
 - ② この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - ③ 第41条又は第42条の規定により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- ① 第41条又は第42条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - ② 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- ① 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

- ② 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- ③ 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項第1号、第2号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算して得た額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付等が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求)

第49条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- ① 第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- ② 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第30条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(相殺)

第50条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約不適合責任期間)

第51条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第29条第3項又は第4項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第52条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下同じ。)等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第53条 この契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第54条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書を交わした上で審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服することができる。

(補則)

第55条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

暴力団排除に関する特約

(誓約書の提出)

第1条 乙（受注者をいう。以下同じ。）は、甲が暴力団を利することにならないよう講じる措置に協力するため、乙が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと等を表明した誓約書を甲（大阪湾広域臨海環境整備センターをいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 乙は、本契約の履行に当たり、業務の一部を請け負わせ、又は資材若しくは原材料を調達する場合は、その下請負人又は資材等を調達する相手方（以下「下請負人等」という。）が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと等を表明した誓約書（別記様式）をそれぞれから徴収し（甲が徴収の必要がないと認める場合を除く。）、その写しを甲に提出しなければならない。

(役員等に関する情報提供)

第2条 甲は、乙及び下請負人等（前条第2項の規定により乙が誓約書を徴収した下請負人等に限る。以下同じ。）が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、乙及び下請負人等の役員等（乙又は下請負人等（乙又は下請負人等が共同企業体であるときは、その構成員）が法人である場合において、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。））についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 甲は、乙から提供された前項の情報を乙及び下請負人等が暴力団等に該当しないことを確認するため、警察その他の関係機関に提供し情報を求めることができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約の締結にあたり、その相手方が第1号から第4号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として請負代金額又は業務委託料等の契約金額（契約が単価契約である場合は、契約時における契約期間中の予定数量により見込んだ支払金額の総額とする。）の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲は、この契約の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

4 第1項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。